

草津栗東行政事務組合監査委員監査規程

令和4年10月27日

監委告示第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、草津栗東行政事務組合監査委員条例（令和4年草津栗東行政事務組合条例第9号）の規定に基づき、監査、検査および審査の執行について必要な事項を定めるものとする。

(監査委員の監査等の方針)

第2条 監査（検査および審査を含む。以下同じ。）は、次の方針によって行うものとする。

- (1) 監査委員（以下「委員」という。）は、常に組合の円滑な運営と向上刷新について調査研究し、類似団体の実情についても資料の収集を行い、比較検討して総合的に組合の伸張を期すること。
- (2) 委員は、監査実施に際しては公正を旨とし、能率の改善と実績の向上に資することに留意し、いたずらに摘発にわたることがあってはならない。

(監査等の執行の範囲)

第3条 監査は、おおむね次の事項についてこれを行うものとする。

- (1) 事業および事務の執行の状況
 - ア 事務の処理と運営の状況
 - イ 事業経営と管理の状況
 - ウ 法令および例規の運用の状況
- (2) 財政および出納の状況
 - ア 予算の編成およびその執行の状況
 - イ 収入と支出の状況
 - ウ 決算の適否
 - エ 財産および物品処理の状況
- (3) その他必要と認める事項

(監査委員の執行による協議)

第4条 委員は、職務の円滑な執行を図るため、次の事項について随時協議するものとする。

- (1) 監査委員の条例、規則等の制定改廃に関すること。
- (2) 監査の実施計画および執行に関すること。
- (3) 監査実施後の意見、報告および公表に関すること。
- (4) その他必要と認める重要事項

(監査、検査および審査の結果報告ならびに公表)

第5条 委員は、協議を経た後において、監査等の結果を公表するものとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、その都度委員協議のうえ決定する。

付 則

この告示は、令和4年10月27日から施行する。